破産手続廃止

平成２４年（フ）第１４９号
東京都葛飾区堀切３丁目４番８号―404
破産者　株式会社ケイエスサービス
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
千葉県長生郡長生村七井土1376番地19、申立時の住所千葉県茂原市七渡669番地１
破産者　宇佐美高弘
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
千葉県勝浦市墨名56番地
破産者　屋代建設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
千葉県勝浦市墨名33番地の１
破産者　屋代　良守
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第７号
千葉県長生郡長柄町千代丸125番地１
破産者　北畠　謙逸
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
佐賀県武雄市北方町大字志久2796番地
破産者　株式会社笠原
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１４５号
山形県上山市葉山４番27号
破産者　株式会社まるみ
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５４号
静岡県富士市宮島242番地の14、前住所静岡県富士市蓼原107番地の７
破産者　中屋　拓士
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２３号
三重県三重郡菰野町大字榊902番地47
破産者　フジ建設こと　岡野　泰幸
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
三重県四日市市西日野町1602番地13
破産者　一ノ木昌夫
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
三重県四日市市八幡町８番９号、開始決定時の住民票上の住所愛知県小牧市小牧４丁目838番地　グラン・コート小牧301号
破産者　濵田　隆孝
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７１３１号
大阪市北区豊崎３―８―19、商業登記簿上の本店所在地大阪市生野区田島１丁目３番７号
破産者　フジ産業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５９５号
大阪府箕面市船場東２丁目１番20号
破産者　エーオー産業株式会社（旧商号オグラン株式会社）
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６９２号
愛媛県今治市本町１丁目２番地８
破産者　株式会社グローブ
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８１４号
大阪市西区京町堀２丁目14番20号ＯＰＭＡウツボビル808
破産者　株式会社ファーステージ
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６９号
大阪市平野区加美西２丁目11番17号
破産者　有限会社エステートホールディングス
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８５５号
大阪市中央区本町４丁目１番７号第２有楽ビル３階
破産者　株式会社ウイリング
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９８号
大阪府枚方市宮之阪３丁目13番23号
破産者　株式会社サン・カノ設計
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９２号
大阪市住之江区平林南１丁目３番52号
破産者　宮本物流株式会社
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４１２号
堺市堺区東雲西町２丁２番34号
破産者　株式会社和光組
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
兵庫県宝塚市長谷字道谷１―116、商業登記簿上の所在兵庫県尼崎市猪名寺３丁目16番43号
破産者　有限会社東洋マイクロ
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部